

羽村市宅地開発等指導要綱第11条関係事前協議確認書

1 申請地

羽村市緑ヶ丘〇丁目△番地××× (第 1 種中高層住居専用地域)

開発地の地番、都市
計画法上の用途地域
を記載します

2 本要綱施行細則 第 12 条関係 (公害防止設備の採用に係る事業方針)

(1) 大気汚染防止

15m のガス専焼ボイラー使用、排気塔 (煙突) 高さ〇〇m
ばいじん排出量濃度〇〇、いおう酸化物濃度〇〇、窒素酸化物濃度〇〇
有害ガス濃度〇〇、粉じん濃度〇〇、悪臭臭気指数〇〇

(2) 水質汚濁防止

機械器具製造業としての焼入れ施設、汚水処理により次の値となる
排水量〇〇m³/日、PH〇〇、BOD〇〇、COD〇〇
SS〇〇、外観〇〇、臭気指数〇〇

(3) 土壌汚染防止

製造工程において鉛を用いることから、使用場所においては金属板
及びコンクリートにおいて土壌へ浸透しない構造とする

(4) 騒音防止

送風機、ボイラー設備
設備は建屋内設置、建屋は防音構造とし、設備は低騒音型のものを用いる
設備設置部には防音及び防振用ゴムを設置

(5) 振動防止

送風機、ボイラー設備
設備は建屋内設置、建屋は防音構造とし、設備は低騒音型のものを用いる
設備設置部には防音及び防振用ゴムを設置

(6) 地盤沈下防止 (地下水揚水量)

揚水ポンプ〇〇kW 〇〇L/分、吐出口断面積 cm²、2 基
ストレーナー位置は地表面下〇m~〇〇m、揚水量〇〇m³/日平均

(7) 悪臭防止

事業敷地内にて「いおう臭」が生じるため、脱臭処理を行う
事業敷地境界における臭気指数〇〇

(8) 化学物質漏出防止

石油に含まれるキシレン、トルエン 使用量〇〇〇L/年
使用場所においては分離層、遮水、コンクリートにより漏出しない構造

開発事業において、公害の起因となる事項があるか、規制や目標基準に適合しているかを記載します。
土地の造成等、該当する項目が開発事業にない場合は、「〇〇のため、該当なし」と記入してください。

3 本要綱施行細則 第 13 条関係 (環境に配慮した建設工法に係る事業方針)

(1) 建設機械

バックホウ 30 kW 2 台、ホイールクレーン 100 kW 1 台
建設に用いる重機は、国土交通省指定の低騒音型建機を用いるほか
羽村市統合実行計画グリーン調達標準に係る判断基準の公共工事の
項に適合するものを用いる

(2) 工法

泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
透水性舗装

(3) 使用する資材

フェロニッケルスラグ骨材、再生クラッシュラン、合法木材型枠使用
その他、羽村市統合実行計画グリーン調達標準に係る判断基準の公共
工事の項に適合するものを用いる

(4) リサイクル (建設廃棄物の抑制計画、建設副産物のリサイクルの推進、建設発生土の再

建設発生土有効利用工法 (場内発生土を場内にて利用)
廃材抑制、梱包材等は分別によりリサイクル事業者への排出

4 本要綱施行細則 第 14 条関係 (再生可能エネルギー導入及び省エネルギー化事業に係る事

(1) 再生可能エネルギー導入の方針

太陽光発電 20 kW
太陽熱温水を空調に用いて事業場内の熱エネルギーの 40% を賄う

(2) 省エネルギー化の方針 (断熱基準等)

省エネ法平成 25 年基準に適合する建築物
設備原動機にはシンクロナス・リラクタンスマータを採用
建屋は BEMS を設置し、エネルギー管理を行う

5 本要綱施行細則 第 15 条関係 (緑化及び保全事業に係る事業方針)

(1) 緑化求積図

$5,000 \text{ m}^2 \times 25\% = 1,250 \text{ m}^2 > 5,000 \text{ m}^2 - (5,000 \text{ m}^2 \times 60\% \times 80\%) \times 25\% = 520 \text{ m}^2$
緑化求積図は、別紙の 1 図のとおり

(2) 植栽積算表

$520 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2 =$ 高木 52 本、中木 104 本、低木 156 本
植栽積算表は、別紙の 2 図のとおり

(3) 植栽図

シラカシ、ミズキ、ヤマツツジ、ユキヤナギによる植栽
植栽図は、別紙の 3 図のとおり

(4) 生物多様性保全方針 (在来種を用いた植栽)

多摩西部地域種のシラカシを中心に、地域の在来種であるミズキ、ヤマツ
ツジ、ユキヤナギを用いる
(シラカシ群集ケヤキ亜群集、アカマツ群集)

開発事業における環境配慮事項 (細則 10~12 ページ) について記載し
ます。法規の規制基準、市の統合実行計画等の目標基準に適合しているか
を記載します。

開発事業における緑化 (細則 12~15 ペ
ージ) について記載します。在来種使用の
定めが加わっています。